

## 建設工事新技術活用評価委員会設置要領

### (目的)

第1条 民間等で開発された優れた新技術の公共建設工事への積極的かつ円滑な活用促進を図るため、建設工事新技術活用評価委員会（以下「新技術活用委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 新技術活用委員会は、新技術について、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 有用性に関すること。
- (2) 試験施工の適否に関すること。
- (3) 活用調査結果に関すること。
- (4) その他、活用促進に関して必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 新技術活用委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、交通基盤部理事（土木技術担当）とする。
- (2) 委員は、別紙－1に掲げる構成員をもって充てる。

### (新技術活用委員会)

第4条 新技術活用委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させることができる。
- 3 新技術活用委員会は、委員の過半数の出席で成立する。
- 4 委員長が欠席の場合は、委員長が指名した委員がその職務を代理する。この場合、職務代理者は、審査結果を委員長に報告し了承を得なければならない。
- 5 新技術活用委員会は、1年に1回開催することを原則とするが、必要に応じて開催できるものとする。

### (幹事会)

第5条 新技術活用委員会の所掌事項を調査、検討するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、交通基盤部建設支援局建設技術企画課長をもって幹事長とし、幹事は、別紙－2に掲げる構成員をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外のものを会議に出席させることがで

きる。

5 幹事会は、幹事の過半数の出席で成立する。

(アドバイザー)

第6条 新技術活用委員会には、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、新技術活用委員会の目的達成に必要な助言を行うものとする。

3 アドバイザーは、委員長が選定し、委嘱する。

(事務局)

第7条 新技術活用委員会及び、幹事会の事務を処理するため、事務局を交通基盤部建設支援局建設技術企画課に置く。

2 事務局は、新技術活用委員会における評価結果をSDO新技術情報データベースに登録する。また、新技術活用委員会に必要な技術的資料等は、必要に応じ本庁事業主管課の協力を得て事務局が調整作成し、新技術活用委員会で説明する。必要により申請業者にプレゼンテーションを依頼する。

(要領に定めのない事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

平成18年4月4日 一部改正

平成19年4月6日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

平成21年2月10日 一部改正

平成22年9月9日 一部改正

平成23年9月16日 一部改正

平成25年6月19日 一部改正

平成26年9月1日 一部改正

平成27年8月24日 一部改正

平成28年8月31日 一部改正

平成29年2月28日 一部改正

平成30年5月25日 一部改正

平成31年1月7日 一部改正

別紙－ 1

建設工事新技術活用評価委員会 構成員

委員長	交通基盤部理事（土木技術担当）
委員	交通基盤部建設支援局建設技術企画課長
委員	〃 工事検査課長
委員	交通基盤部道路局道路整備課長
委員	〃 道路保全課長
委員	交通基盤部河川砂防局河川海岸整備課長
委員	〃 砂防課長
委員	交通基盤部港湾局港湾整備課長
委員	静岡土木事務所次長
委員	交通基盤部都市局街路整備課長
委員	〃 生活排水課長
委員	〃 公園緑地課長
委員	経済産業部農地局農地整備課長
委員	経済産業部森林・林業局森林整備課長
委員	企業局水道企画課長

別紙－ 2

建設工事新技術活用評価委員会 幹事会 構成員

- |       |   |                         |
|-------|---|-------------------------|
| 幹 事 長 |   | 交通基盤部建設支援局建設技術企画課長      |
| 幹 事   |   | 交通基盤部建設支援局建設技術企画課技術調査班長 |
| 幹 事   | 〃 | 工事検査課検査監 (土木)           |
| 幹 事   |   | 交通基盤部道路局道路整備課橋梁班長       |
| 幹 事   | 〃 | 縣市町道班長                  |
| 幹 事   | 〃 | 道路保全課防災安全班長             |
| 幹 事   | 〃 | 維持舗装班長                  |
| 幹 事   |   | 交通基盤部河川砂防局河川海岸整備課河川整備班長 |
| 幹 事   | 〃 | 砂防課傾斜地保全班長              |
| 幹 事   |   | 交通基盤部港湾局港湾整備課港湾工事班長     |
| 幹 事   |   | 静岡土木事務所企画検査課企画班長        |
| 幹 事   |   | 交通基盤部都市局街路整備課街路整備班長     |
| 幹 事   | 〃 | 生活排水課流域下水道班長            |
| 幹 事   | 〃 | 公園緑地課公園緑地班長             |
| 幹 事   |   | 経済産業部農地局農地整備課農地整備班長     |
| 幹 事   |   | 経済産業部森林・林業局森林整備課路網整備班長  |